

司法書士・法務局職員による

# 相続登記相談会

未来へつなぐ



相続登記

無料

予約制

先着順

◇相続登記が令和6年4月1日から義務化になりました。

◇正当な理由がないのに、不動産を相続したことを知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科されることがあります。

◇この機会に是非ご利用ください。

日時 令和6年11月27日（水）

午前10時40分から午後3時まで  
1組40分

会場 陸別町役場会議室

申込期間 11月5日（火）～12日（火）

申込先 釧路地方法務局帯広支局  
電話 0155-24-5837  
（担当 金子）  
平日午前9時から午後5時まで

釧路地方法務局帯広支局・釧路司法書士会十勝支部

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました

義務化前の相続も対象!

